



福県医発第 24号 (地)

平成18年4月7日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康 弘



臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

標記改正については、平成17年5月2日に「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、今般、施行期日が平成18年4月1日とされるとともに関係通知が発出されました。

改正内容は、①法律名を「臨床検査技師等に関する法律」としたこと、②法第2条に定める臨床検査技師の定義のうち「医師の指導監督の下に」を「医師又は歯科医師の指示の下に」とし、「政令で定める生理学的検査」を「厚生労働省令で定める生理学的検査」としたこと、③衛生検査技師資格の廃止であります。また、③については、改正法施行の際、現に衛生検査技師免許を受けている者は、従来通り衛生検査技師の名称を用いて業務に従事することが可能であること等、所要の経過措置が設けられております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

平成18年3月31日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松 治 雄

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、臨床検査技師、衛生検査技師等法の在り方に関しましては、平成15年に厚生労働省検討会の報告書がまとめられております（平成15年6月24日付(地 66)の文書をもって送付済）。

その後、平成17年5月2日に「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、今般、施行期日が平成18年4月1日とされとともに、関係通知が発出されましたのでお送り申し上げます。

改正内容は、法律名を「臨床検査技師等に関する法律」としたこと、法第2条に定める臨床検査技師の定義のうち「医師の指導監督の下に」を「医師又は歯科医師の指示の下に」とし、「政令で定める生理学的検査」を「厚生労働省令で定める生理学的検査」としたこと、衛生検査技師資格の廃止であります。なお、については、改正法施行の際現に衛生検査技師免許を受けている者は、従来通り衛生検査技師の名称を用いて業務に従事することが可能であること等、所要の経過措置が設けられております。

つきましては、本件について、貴会におかれましてもご了知賜りますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

医政発第 0331020 号
平成 18 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律の施行
等について

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律
第 39 号。以下「改正法」という。）については、昨年 5 月 2 日付けで公布され、本年 4
月 1 日より施行することとされたところである。

貴職におかれては、下記の改正内容を御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、
医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1．臨床検査技師の定義の見直し

臨床検査技師の定義を「医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学
的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働
省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者」に改めることとされたこと。

2．衛生検査技師の廃止

医療及び検査技術の高度化等に伴い、業として検査を行う者の質を担保し、検査の
正確性を確保する等の観点から、衛生検査技師の資格を廃止することとされたこと。

3．経過措置

（１）臨床検査技師国家試験の受験資格に係る特例

改正法の施行の際現に衛生検査技師免許を受けている者が、大学又は文部科学大
臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した臨床検査技師養成所において生

理学的検査及び採血に関する科目で厚生労働大臣が指定するものを修めた場合には、平成20年度末までの間は、臨床検査技師国家試験を受けることができることとされたこと。

(2) 衛生検査技師の業務の継続に係る特例

改正法の施行の際現に衛生検査技師免許を受けている者又は(3)により従前の例による衛生検査技師免許を受けた者については、引き続き、衛生検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査(以下「検体検査」という。)を行うことができることとされたこと。

(3) 衛生検査技師免許の付与に係る特例

改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号。以下「旧法」という。)の規定による衛生検査技師免許を受けることができる者が衛生検査技師免許の交付申請を行った場合には、厚生労働大臣は、平成22年度末までの間は、従前の例により衛生検査技師免許を与えることができることとされたこと。

(4) 旧法等の規定の適用

改正法の施行の際現に衛生検査技師免許を受けている者又は(3)により従前の例による衛生検査技師免許を受けた者に係る旧法等の規定の適用については、従前の例によることとされたこと。

4. その他

これまで発出された関係通知等については、当該通知中の「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」等の用語については、別途の通知等が発出された場合を除き、それぞれ「臨床検査技師等に関する法律」、「臨床検査技師等に関する法律施行令」、「臨床検査技師等に関する法律施行規則」等と読み替える等の必要な措置を講じた上で、引き続き適用されるものであること。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

- 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(二七)
- 保険業法等の一部を改正する法律(三八)

- 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(三九)

〔政 令〕

- 警察庁組織令の一部を改正する政令(一七〇)
- 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律第八條第一項第二号の罪を定める政令(一七一)
- 医療法等の一部を改正する法律附則第七條第二項の政令で定める日を定める政令(一二二)
- 老人保健法施行令等の一部を改正する政令(一七三)

〔府令・省令〕

- 異分野連携新事業分野開拓に関する命令
(内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三)
- 沖縄振興特別措置法第六十六條第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九條第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・経済産業七)
- 〔省 令〕
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業五九)

〔告 示〕

- 沖縄の中小企業の経営革新に関する指針の一部を改正する件
(内閣府・経済産業一)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針
(総務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十五條第二項の経済産業大臣が定める基準を定める件
(経済産業一三七)

本号で公布された
法令のあらまし

◇水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(法律第三七号)(国土交通省)

一 水防法の一部改正関係

- 1 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合において、退職報償金を支給することができるとした。(第六條の三関係)
- 2 都道府県知事又は指定管理団体の水防管理者は、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならぬこととともに、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならぬこととした。(第七條及び第三二條関係)
- 3 国土交通大臣は、気象庁長官と共同して、はん濇による浸水に係る洪水予報を行うこととした。(第一〇條関係)
- 4 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならぬこととした。(第一二條関係)
- 5 国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川の水位が特別警戒水位に達したときは、その旨を関係者に通知するとともに、一般に周知させなければならないこととした。(第一三條関係)
- 6 5の指定がされた河川について、国土交通大臣又は都道府県知事は、浸水想定区域を指定することとした。(第一四條関係)
- 7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置の充実

(一) 市町村防災会議は、浸水想定区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、市町村地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法を定めることとした。(第一五條第二項関係)

(二) 市町村地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに公表しなければならないこととした。(第一五條第三項関係)

(三) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法などの事項を住民に周知させるために必要な措置を講じなければならないこととした。(第一五條第四項関係)

8 水防協力団体
(一) 水防管理者は、民法第三四條の法人又は特定非営利活動法人を、水防協力団体として指定することができることとした。(第三六條関係)

(二) 水防協力団体は、水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力等の業務を行うこととした。(第三七條関係)

(三) 水防協力団体は、水防団及び消防機関との密接な連携の下に水防活動への協力業務を行わなければならないこととした。(第三八條関係)

(四) 水防管理者の水防協力団体に対する監督等を定めることとした。(第三九條関係)

(五) 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うこととした。(第四〇條関係)

9 浸水想定区域の指定及び浸水想定区域調査
(一) 国土交通大臣又は都道府県知事は、水位情報の通知及び周知を行う河川として指定したもののみなされた河川については、平成二二年三月三十一日までに、浸水想定区域の指定をしなければならないこととした。(附則第二項関係)

(二) 国は、平成一七年度から平成二二年度までの各年度に限り、都道府県に対し、浸水想定区域調査に要する費用の三分の一以内を補助することができることとした。(附則第三項関係)

は、災害対策基本法（昭和三十

る。

程を修めて卒業した者その他第二条に規定する検査(同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。第二十条の三において同じ。)に必要な知識及び技能を有すると認められるに改め、同条第三号中「第二条第二項」を「第二条」に改める。
第十八条中「又は衛生検査技師」及び「それぞれ」を削る。
第十九条中「又は衛生検査技師」を削る。
第二十条第一項中「名称」の下に「又はこれに紛らわしい名称」を加え、同条第二項を削る。
第二十条の二第一項中「医師」の下に「又は歯科医師」を加え、「行なう」を「行う」に、「第二条第一項の政令」を「第二条の厚生労働省令」に改める。
第二十條の三第一項及び第二項中「第二条第二項」を「第二条」に改める。
第二十四條第一号中「又は衛生検査技師」を削る。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けている者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(同法に基づく短期大学を除く。)又は旧法第十五条第一号若しくはこの法律による改正後の臨床検査技師等に関する法律(以下「新法」という。)第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において新法第二条に規定する生理学的検査及び新法第十一条に規定する採血に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年度の翌々年度の末日までは、新法第十五条の規定にかかわらず、臨床検査技師国家試験を受けることができる。

(衛生検査技師の業務の継続等)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けている者又は次項の規定により従前の例による衛生検査技師の免許を受けた者は、新法第二十条の規定にかかわらず、衛生検査技師の名称を用いて、旧法第二条第二項に規定する業をすることができる。

2 厚生労働大臣は、旧法第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けることができる者が、施行日から起算して四年を経過する日の属する年度の末日までに申請したときは、その者に対し、なお従前の例により衛生検査技師の免許を与えることができる。
3 第一項に規定する者については、旧法第五条、第六、第九、第十八条から第二十條まで、第十八條、第十九條、第二十条の二、第二十三條及び第二十四條第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第八條第一項中「第四条」とあるのは「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十九号。以下「平成十六年改正法」という。)」による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「旧法」という。)第四条」と、旧法第二十条の二の二中「この法律」とあるのは「平成十六年改正法附則第三條第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法並びに平成十六年改正法附則第二條及び第三條」とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前に衛生検査技師でなく、かつ旧法第十九條に規定するその業務上取り扱ったことについて知り得た秘密について、同条及び旧法第二十三條の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。
(登録免許税法の一部改正)
第七條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十三号(イ)中「衛生検査技師」を削る。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)
第八條 附則第三条第一項に規定する者及び同条第二項の規定により従前の例による衛生検査技師の免許を受けた者については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第二十三号(イ)の規定は、なおその効力を有する。
(自衛隊法の一部改正)
第九條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第百十五條の五第二項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

(水道法の一部改正)
第十條 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)」を「衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)」に改める。
第三條の規定による臨床検査技師の免許を有する者又は同条第二項の規定による衛生検査技師の「臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第三條の規定による臨床検査技師」に改める。

(水道法の一部改正に伴う経過措置)
第十一條 附則第三条第一項に規定する者については、前条の規定による改正前の水道法別表第一第三号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「同条第二項の規定による衛生検査技師の免許を有する者」とあるのは「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十九号)附則第三條第一項に規定する者」とする。

(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)
第十二條 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第三十三條第三項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二條第一項」を「臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二條」に改める。
第三十四條第三項中「第十八條ただし書」の下に「臨床検査技師等に関する法律第二條及び第二十三條の二」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)
第十三條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
第四條第十三号中「衛生検査技師」を削る。

内閣総理大臣臨時代理 細田 博之
財務大臣 谷垣 禎一
厚生労働大臣 尾辻 秀久

政 令

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年五月二日

内閣総理大臣臨時代理 細田 博之
国務大臣 細田 博之

政令第七十号
警察庁組織令の一部を改正する政令
内閣は、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二十六條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
警察庁組織令(昭和二十九年政令第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第七号中「規定による預金口座等の不正な利用の防止」の下に「及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律(平成十七年法律第三十一号)の規定による携帯音声通信業務の不正な利用の防止」を加える。

附 則

この政令は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律(平成十七年法律第三十一号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十七年五月五日)から施行する。

内閣総理大臣臨時代理 細田 博之
国務大臣 細田 博之

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律第八條第一項第二号の罪を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年五月二日

内閣総理大臣臨時代理 細田 博之
国務大臣 細田 博之

政令第七十一号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律第八條第一項第二号の罪を定める政令
内閣は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律(平成十七年法律第三十一号)第八條第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令(六三)

○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(六四)

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(六五)

○消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(六六)

○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令(六七)

○中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令(六八)

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(六九)

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(七〇)

○社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令(七一)

(府 令)

○国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令等の一部を改正する政令(七二)

○内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一九)

(府令・省令)

○金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

(内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二)

(省 令)

○事業所・企業統計調査規則の一部を改正する省令(総務三四)

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(同三五)

○法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(法務二七)

○国民年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働五〇)

○確定拠出年金法施行規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(同五一)

(告 示)

○特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法の一部を改正する件

(公正取引委五)

○農業協同組合法第十条第二十七項の規定に基づき、主務大臣の指定する農業協同組合連合会を定める件の一部を改正する件

(金融庁・農林水産一)

○過疎地域を区域とする市町村を公示する件

(総務・農林水産・国土交通二八)

○過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を公示する件

(同二九)

○除籍が滅失した件(法務一五三)

○不動産登記法附則第三条第一項の規定による登記事務の指定に関する件

(同一五四)

○電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第二条第一項の規定による登記所の指定に関する件

(同一五五)

○日本国に帰化を許可する件

(同一五六)

○国債証券買入売却法第一条の規定による国債の買入売却に関する件

(財務一七、一一八)

○科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件(文部科学三七)

○健康増進法の規定に基づき登録試験機関を登録した件(厚生労働一五一)

○健康保険の事務の一部を行わせる地域として指定した件の一部を改正する件(社会保険庁一五、一六)

○地すべり防止区域の指定をする件

(農林水産三九一)

○地すべり防止区域の追加指定をする件(同三九二)

○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件(同三九三)

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件(同三九四)

○中小企業信用保険法第二条第三項第一号の事業者を指定する件

(経済産業四一)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の造船業基盤整備事業協会法第三十三条第一項の納付金率を定めた件(国土交通三七六)

○船員法施行規則第八号表第一号4(2)の規定による三年以上甲板部の勤務に従事したものと同等の能力があるものとして国土交通大臣が告示で定める基準の一部を改正する告示

(同三七七)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

最高裁判所

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(前のページより続き)

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、美濃東部区域農用地整備事業
における換地処分(橋立換地区・道
木中央換地区・中田換地区・棚杭換
地区)、海難審判庁関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、
復権、特別清算、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、厚生年
金基金清算結了・清算人退任関係
会社その他

本号で公布された
法令のあらまし

◇独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
法施行令の一部を改正する政令(政令第六三三号)

(国土交通省)

1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機
構に出資等を行うことができる地方公共団体と
して、堺市を加えることとした。
2 この政令は、平成一八年四月一日から施行す
ることとした。

◇国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の
施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正
する政令(政令第六四四号)(総務省)

1 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構ほ
か九の国営企業等の職員の退職による退職手当
について、国家公務員退職手当法の一部を改正
する法律による改正後の国家公務員退職手当法
の規定を適用する日を定めることとした。
2 この政令は、平成一八年四月一日から施行す
ることとした。

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定め
る政令の一部を改正する政令(政令第六五五号)
(総務省)

1 非常勤消防団員及び非常勤消防団員に係る補
償基礎額を階級及び勤務年数の区分に応じてそ
れぞれ改定し、最低額を八、八〇〇円とするこ
ととした。(第二条第二項第一号及び別表第一関
係)

2 消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従
事者に係る補償基礎額の最低額を八、八〇〇円
に改定することとした。(第二条第二項第二号関
係)

3 配偶者に係る扶養加算額を四三三円に改定す
ることとした。(第二条第三項関係)

4 常時介護を要する状態にあり実費を支出して
介護を受けた日がある場合の介護補償の限度額
を一〇万四、五九〇円に、常時介護を要する状
態にあり親族等による介護を受けた日がある場
合の介護補償の額を五万六、七一〇円に、随時
介護を要する状態にあり実費を支出して介護を
受けた日がある場合の介護補償の限度額を五万

二、三〇〇円に、随時介護を要する状態にあり
親族等による介護を受けた日がある場合の介護
補償の額を二万八、三六〇円にそれぞれ改定す
ることとした。(第六条の二第二項関係)
5 この政令は、平成一八年四月一日から施行す
ることとした。

◇消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する
法律施行令の一部を改正する政令(政令第六六
号)(総務省)

1 消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町
村に支払う消防団員退職報償金の支払額を引き
上げることとした。(第三条及び別表関係)
2 この政令は、平成一八年四月一日から施行す
ることとした。

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改
正する政令(政令第六七号)(国土交通省)

1 国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他
の管理を行う一般国道の指定区間を追加する
こととした。(別表関係)
2 この政令は、平成一八年三月二十九日から施行
することとした。

◇中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政
令(政令第六八号)(経済産業省)

1 普通保険、無担保保険等の保険料率の弾力化
の財務内容その他の経営の状況を勘案して保険
料率を定めることとした。(第二条関係)
2 この政令は、平成一八年四月一日から施行す
ることとした。

◇臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の
一部を改正する法律の施行期日を定める政令
(政令第六九号)(厚生労働省)

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の
一部を改正する法律の施行期日は、平成一八年四
月一日とする。こととした。

◇臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施
行令の一部を改正する政令(政令第七〇号)(厚
生労働省)

1 政令の題名を「臨床検査技師等に関する法律
施行令」に改めることとした。(題名関係)

2 衛生検査技師資格の廃止に伴う所要の規定の
整備を行うこととした。
3 この政令は、臨床検査技師、衛生検査技師等
に関する法律の一部を改正する法律の施行の日
から施行することとした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保
健福祉士法施行令の一部を改正する政令(政令
第七一号)(厚生労働省)

一 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改
正関係
社会福祉士及び介護福祉士試験の受験に係る
手数料の額を改めることとした。
二 精神保健福祉士法施行令の一部改正
精神保健福祉士試験の受験に係る手数料の額
を改めることとした。
三 この政令は、平成一八年四月一日から施行す
ることとした。

◇国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保
険者提出金等の算定等に関する政令等の一部を
改正する政令(政令第七二号)(厚生労働省)

一 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等
保険者提出金等の算定等に関する政令の一部改
正関係(第一条関係)
1 国民健康保険組合に対して国が負担する事
務費負担金(介護納付金の納付に係るものを
除く)の算定基礎となる被保険者一人当たり
の基準額を改定することとした。
2 平成一七年度に係る国民健康保険組合にお
ける療養給付費等に対する国庫補助金につい
ては、平成一七年度三月一日から平成一八年二
月二十八日までの間における療養の給付等に要
した費用の額に基づいて算定することとする
とともに、当該国庫補助金の一部については
平成一八年度において補助することとする特
例を設けることとした。
二 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費
に関する政令の一部改正関係(第二条関係)
1 市町村に交付する基礎年金等事務費交付金
の総額の算定基礎となる被保険者一人当たり
の基準額を改定することとした。
2 市町村に交付する福祉年金事務費交付金の
算定基礎となる受給権者一人当たりの基準額
を改定することとした。

二 市町村に交付する福祉年金事務費交付金の
算定基礎となる受給権者一人当たりの基準額
を改定することとした。

險（以下「特定社債保険」という。）にあつては○・五パーセント」を削る。

内閣総理大臣 小泉純一郎

第三条中「又は衛生検査技師」を削り、同条を第一条とする。

の項中「第十八条」を「第十六条」に改め、同条を第十七条とする。

第二十号第一号中「学校教育法」の下に「昭和二十二年法律第二十六号」を、「旧大学令」の下に「(大正七年勅令第三百八十八号)」を加え、同条第三号中「第一号に規定する大学において、獣医学若しくは薬学の正規の課程を修めて卒業した者又は第二号各号に」を「次に」に、「第二号第一項」を「第二号」に改め、同号に次のように加える。

イ 第一号に規定する大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者

ロ 獣医師又は薬剤師(イに掲げる者を除く。)

ハ 学校教育法に基づく大学(同法に基づく短期大学を除く。二において同じ。))において保健衛生学の正規の課程を修めて卒業した者

ニ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において法第二号に規定する検査(同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。))に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者(イ及びハに掲げる者を除く。)

ホ 外国の医学学校、歯科医学学校、獣医学学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者

第二十号を第十八号とする。

第二十一条中「第三条、第五条第二項、第六条第一項、第七号第二項、第八条第二項及び第五項、第九条、第十三条から第十五条まで並びに第十八条」を「第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七号、第十一条から第十三条まで並びに第十六条」に改め、同条を第十九号とする。

第二十二条中「又は衛生検査技師」を削り、同条を第二十号とする。

第二十三条を第二十一条とし、第二十四条を第二十二号とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という。)の施行の日から施行する。

(衛生検査技師の廃止に伴う経過措置)

第二条 平成十七年改正法附則第三条第一項に規定する者については、この政令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(以下「旧令」という。)第二条から第九号まで、第二十二号及び第二十四号の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなお効力を有することとされた旧令第三条、第五条第二項、第六条第一項、第七号第二項、第八条第二項及び第五項並びに第九号の規定により都道府県が処理することとされている事務については、旧令第二十一条の規定は、なおその効力を有する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を「臨床検査技師等に関する法律施行令」に、「第三条、第五条第二項、第六条第一項、第七号第二項、第八条第二項及び第五項、第九号、第十三条から第十五条まで並びに第十八条」を「第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七号、第十一条から第十三条まで並びに第十六条」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされた旧令第三条、第五条第二項、第六条第一項、第七号第二項、第八条第二項及び第五項並びに第九号の規定により都道府県が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の地方自治法施行令別表第一 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)の項の規定は、なおその効力を有する。

(地域保健法施行令の一部改正)

第五条 地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項中「衛生検査技師」を削る。

(地域保健法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 平成十七年改正法附則第三条第一項に規定する者については、前条の規定による改正前の地域保健法施行令第五号第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「衛生検査技師」とあるのは、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号) 附則第三条第一項に規定する者」とする。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「衛生検査技師を含む。」を削る。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 平成十七年改正法附則第三条第一項に規定する者についての前条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第十一条第一項第二号の規定の適用については、同号中「臨床検査技師」とあるのは、「臨床検査技師(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号) 附則第三条第一項に規定する者を含む。)」とする。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部改正)

第九条 次に掲げる政令の規定中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号) 別表第一の四の項

二 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百八号) 第二十六条第一項第十五号並びに第七十号第一項第二十九号、第二項第十五号及び第三項第十二号

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第十条 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二号第一項第五十五号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号) 第十九号を、臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号) 第十七号」に改め、同条第二項の表臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第十九号の表の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第十九号」を「臨床検査技師等に関する法律施行令第十九号」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第十号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号) 第二条第一項」を「臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号) 第二条」に改める。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第十二条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号及び第三十五号第二号中「衛生検査技師」を削る。

第三十八号第六号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年三月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第七十一号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令

令

内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号) 第九条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。及び精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号) 第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。